部長及び参事官　　生企発第527号
殿　　令和４年７月５日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第243号）が令和４年７月１日に交付され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部が改正されることとなった。

改正の概要は次のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

記

１　改正の概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の２第２項第３号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して同項第２号に規定する罪以外の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過しないことを規定し、銃刀法施行令第12条第２項において対象犯罪が列挙されているところ、対象犯罪として、性をめぐる個人の尊厳が重んじられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和４年法律第78号。以下「ＡＶ出演被害防止・救済法」という。）第20条（第13条第６項に係る部分に限る。）に規定する罪が新たに追加された。（別添１及び別添２参照）

２　ＡＶ出演被害防止・救済法第13条第６項及び第20条の概要

(1)　第13条第６項

制作公表者及びその従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるために出演者を威迫して困惑させてはならない。

(2)　第20条

第13条第６項の規定に違反したとき、その行為をした者は３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又は併科する。

３　施行日

改正法施行の日（令和４年７月12日）から施行される。

別添１

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルの規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

五十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

附　則

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

別添２

○　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条　（略） ２　法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一～四十九　（略） 五十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条　（略） ２　法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一～四十九　（略） （新設）